

一般社団法人赤外線画像診断研究協会会則

改訂 令和3年4月1日

(名称)

第1条 本会は一般社団法人赤外線画像診断研究協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、香川県高松市花園町三丁目1番1号に置く。

(会員種別と入退会)

第3条 本会の会員は、正会員、準会員、特別会員、賛助会員で構成する。

但し会員資格として法人格を有する者とする。

- 2 正会員はJシステムを購入し赤外線調査を行う法人、準会員は社員及び会員からJシステムのデモ貸出を受け赤外線調査を行う法人、特別会員はJシステムの開発・販売に関する法人、賛助会員は協会の目的に賛同し事業に協力するがJシステムによる赤外線調査は行なわない法人とする。なお、総会議決権を有する会員種別は正会員と特別会員である。
- 3 入会を希望する法人は、所定の入会申込書と法人の業態が確認できる書類を協会事務局に提出、理事会が審査し入会を認める。
- 4 会員は退会届を提出することで任意にいつでも退会できる。

(会費等)

第4条 会員は、以下に定める入会金、年会費を納入しなければならない。

- | | | |
|----------|--------------|---------------|
| (1) 正会員 | 入会金 60,000 円 | 年会費 240,000 円 |
| (2) 準会員 | 入会金免除 | 年会費 240,000 円 |
| (3) 特別会員 | 入会金 60,000 円 | 年会費 240,000 円 |
| (4) 賛助会員 | 入会金免除 | 年会費 60,000 円 |
- 2 すでに納められた会費その他の拠出金品は、年度途中の退会においても返還しない。

(会員の責務)

第5条 会員法人は、赤外線調査結果を含め自らが実施したJシステム業務に関するすべての事柄に責任を持たなければならない。

- 2 会員法人は、協会の名誉および社会的信用に影響を及ぼすおそれがある社会的モラルや品位にかける行為を行ってはならない。また、反社会的または刑罰法令に触れる行為を行ってはならない。

(届け出義務)

第6条 会員法人は、以下について真実を届け出なければならない。なお、届け出の虚偽が判明した場合、除名の対象となる場合がある。

- (1) 法人の名称、所在地等が変更した場合。あるいは廃業した場合。
- (2) 法人代表者に変更があった場合。
- (3) Jシステム技術者が退職する等して所属しなくなった場合。
- (4) Jシステム技術者が資格の失効に該当するような不正行為を行った場合。
- (5) Jシステム技術者の視力0.7未満、色覚が正常で無くなった場合。
- (6) Jシステム技術者の更的手続等に必要業務経歴等証明書の提出。

(Jシステム技術者認定証の返納義務)

第7条 以下の要件を満足しなくなったときは、有効期限内であっても資格認定が失効するので、速やかに認定証を返納しなければならない。

- (1) 当該法人が退会、あるいは除名等により会員資格を喪失したとき。
- (2) Jシステム技術者が会員法人を退職する等して所属しなくなったとき。
- (3) 不正行為を行った等で資格の失効を理事会が判断したとき。

なお、認定証の返納行為義務は会員法人が負うものとする。

(総会議事録の作成)

第8条 社員総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 議決権を有する正会員の総数及びその議決権の数
- (3) 出席した議決権を有する正会員の数及び当該正会員の名称及び代表者氏名（書面表決又は委任表決により出席とされた会員については、その旨を付記する）並びにその議決権の数
- (4) 社員総会に出席した理事及び監事並びに議長の氏名
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の要領及びその結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- (8) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名若しくは記名押印しなければならない。

(理事会議事録の作成)

第9条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の総数
- (3) 出席した理事の数並びに出席した理事及び監事の氏名
- (4) 議長の氏名
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の要領及びその結果

(備付け帳簿及び書類)

第10条 次に掲げる帳簿及び書類を備えつけておかななければならない。

- (1) 定款及び会則その他の規則類
- (2) 会員名簿
- (3) 理事、監事の名簿
- (4) 総会議事録及び理事会議事録
- (5) 会費納付簿
- (6) 金銭出納簿
- (7) その他必要な書類

(事務局)

第11条 事務局は以下の業務を行う。

- (1) 経理処理
- (2) 総会及び理事会の議事録作成
- (3) 総会及び理事会の準備
- (4) 会員の入会及び退会の受付並びに報告
- (5) 理事会の決定事項に従った年次事業計画・予算の適切な執行
- (6) その他理事会が必要と認めたもの

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第13条 この会則は理事会の決議によって変更することができる。

(附則)

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

この会則は、令和3年4月1日から改正施行する。